

令和6年度第2回松本市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 次第

日時：令和6年8月23日（金）午後3時

場所：市役所東庁舎4階 第3委員会室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

(1) 協議事項

ア 第3期子ども・子育て支援事業計画（概要部分）について 【資料1】

イ 第3期子ども・子育て支援事業計画
量の見込みと確保方策について 【資料2】

(2) 報告事項

教育・保育施設の認可及び施設類型の変更について 【資料3】

4 閉 会

■ 第3回松本市社会福祉審議会児童福祉専門分科会

令和6年10月31日（木） 午前10時

令和 7 年度～令和11年度
第 3 期松本市子ども・子育て支援事業計画
(計画の概要部分)

令和 6 年 8 月

■計画の基本的事項

1 計画策定の背景と趣旨

(1) 子ども・子育てをめぐる国の政策の動向

わが国では、平成元年に、全国の合計特殊出生率がそれまでの統計上、最低の値となった「1.57 ショック」を契機に、子どもを生み育てやすい環境をつくるための政策（エンゼルプラン、新エンゼルプラン等）が強化され始めました。平成 15 年には、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図る「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。

また、平成 24 年には、全国的な子育て支援の質・量の不足を解消するため「子ども・子育て支援法」等の「子ども・子育て関連 3 法」が制定されました。更に、「希望出生率 1.8」の実現を目指して、若者の雇用安定・処遇改善、多様な保育サービスの充実、働き方改革の推進等を掲げた「ニッポン一億総活躍プラン」をはじめとする、出産や就労等の子育て世代の希望が実現される社会づくりが推進されてきました。

子どもを安心して生み育てられる環境づくりに向けて、これまで様々な取組が行われてきましたが、子ども・子育て家庭を取り巻く環境は厳しさを増しており、近年では子どもの貧困やヤングケアラー、児童虐待、いじめや不登校、若者の引きこもりなど問題の複合化・複雑化が指摘されるようになっていきます。

国では、平成 22 年に「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、「子ども・若者ビジョン」が策定されました。また、平成 26 年には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、令和元年に「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。更に、総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の指針として、平成 27 年には、「少子化社会対策基本法」に基づく新たな「少子化社会対策大綱」が策定されました。

そして、これらの国の対策をより強力に推進するため、令和 5 年にこども家庭庁が発足するとともに、「こどもまんなか社会」の実現に向けて「こども基本法」が施行され、総合的な施策の方向を示す「こども大綱」が閣議決定され、市町村に「こども計画」の策定が求められています。

(2) 松本市の子ども・子育て政策の動向

本市の子ども・子育て施策は、こうした全国的な流れを踏まえながら展開されてきました。平成 17 年には「次世代育成支援対策推進法」に基づき「松本市次世代育成支援行動計画」（平成 17～26 年度）を策定し、子どもが健やかに成長できる環境の整備や、子どもを安心して生み育てられる環境の整備を行ってきました。

平成 27 年度以降は、子ども・子育て支援法に基づく「松本市子ども・子育て支援事業計画」（第 1 期：平成 27～令和元年度／第 2 期：令和 2～令和 6 年度）と、平成 25 年に施行された「松本市子どもの権利に関する条例」に基づく「松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画」（第 1 次：平成 27～令和元年度／第 2 次：令和 2～令和 6 年度）を策定し、「松本市次世代育成支援行動計画」の施策をこの 2 つの計画で役割分担して引き継ぎながら、子どもや子育て家庭に対する総合的な支援の充実を推進してきました。

本市の総合計画（第 11 次基本計画）では基本施策の 1 つめに「こども・若者・教育」を位置付け、子ども・子育て施策に注力しているところであり、国が示すこども大綱を踏まえつつ、引き続き、両計画で役割を分担し、こどもまんなか社会の実現に向けた総合的な施策を推進するため、新たに「第 3 期松本市子ども・子育て支援事業計画」（以下、本計画）を策定します。

2 計画の性格と位置付け

(1) 根拠法と計画の記載事項

市町村が策定する子ども・子育て支援事業計画は、幼児期の教育・保育、地域の子育て支援についての需給計画という性格を持っており、子ども・子育て支援法第 61 条により、以下のように記載内容が規定されています。

本計画では、基本的記載事項に加え、任意的記載事項の一部についても記載します。

≪基本的記載事項≫

- 教育・保育提供区域の設定
- 幼児期の教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容、実施時期
- 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容、実施時期
- 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容
- 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

≪任意記載事項≫

- 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保
- 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携
- 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携
- 地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進

(2) 計画の位置付け

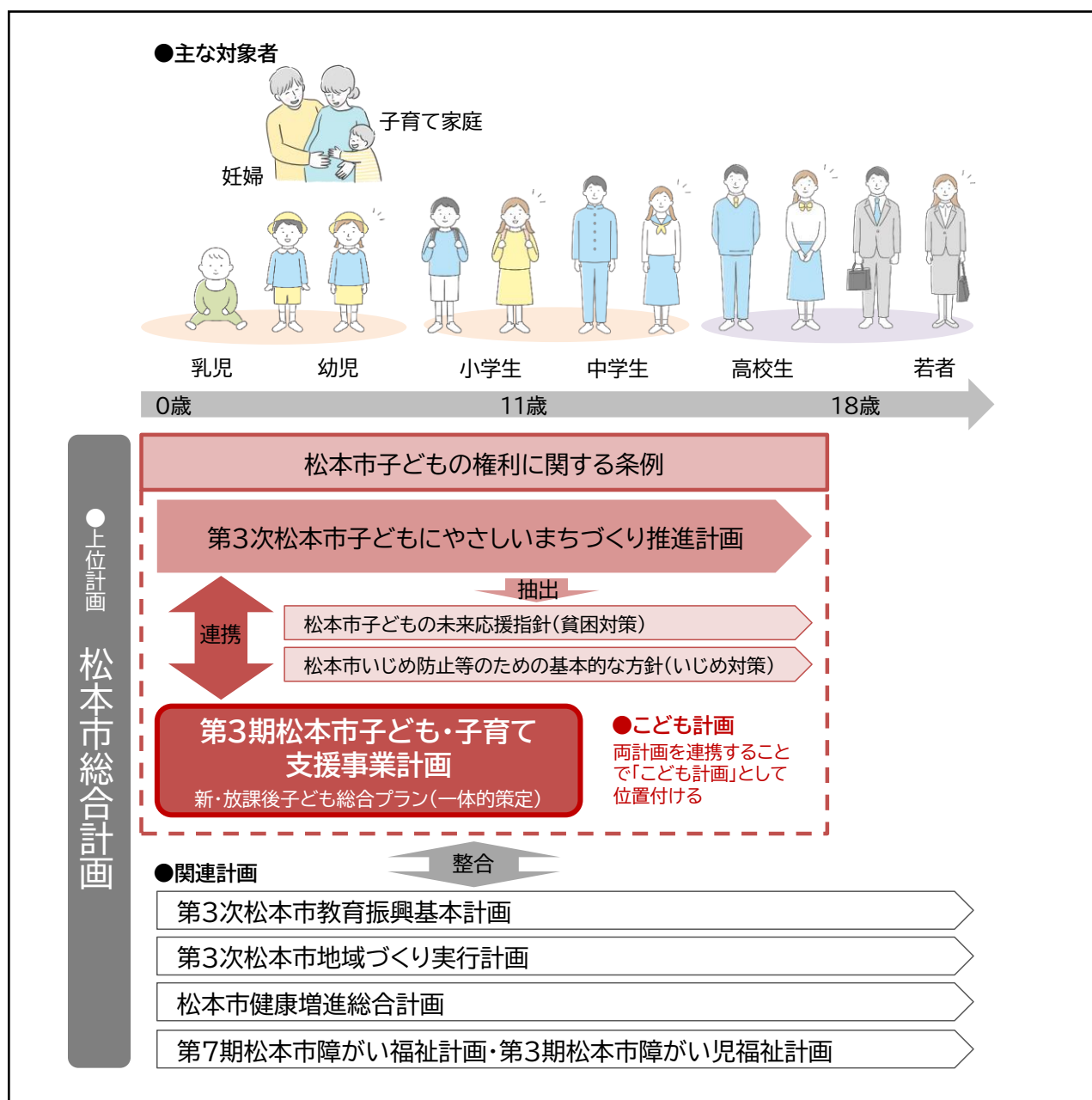
ア 松本市における他計画との関係

本計画は、本市の最上位計画である「松本市総合計画」のもと、小学生までの子どもと子育て家庭を支援する、子育て分野の事業計画と位置付けられるものです。

本市における子ども・子育て分野の計画の前提となる「子どもの権利に関する条例」に基づき、「子どもにやさしいまちづくり推進計画」と連携させるとともに、関連する各分野の個別計画（「教育振興基本計画」、「地域づくり実行計画」「健康増進総合計画」等）とも整合させながら、施策・事業を展開していきます。

また、本計画に放課後児童対策を定める「新・松本市放課後子ども総合プラン¹」を統合し、一体的に策定します。

図 1 本計画の位置付け

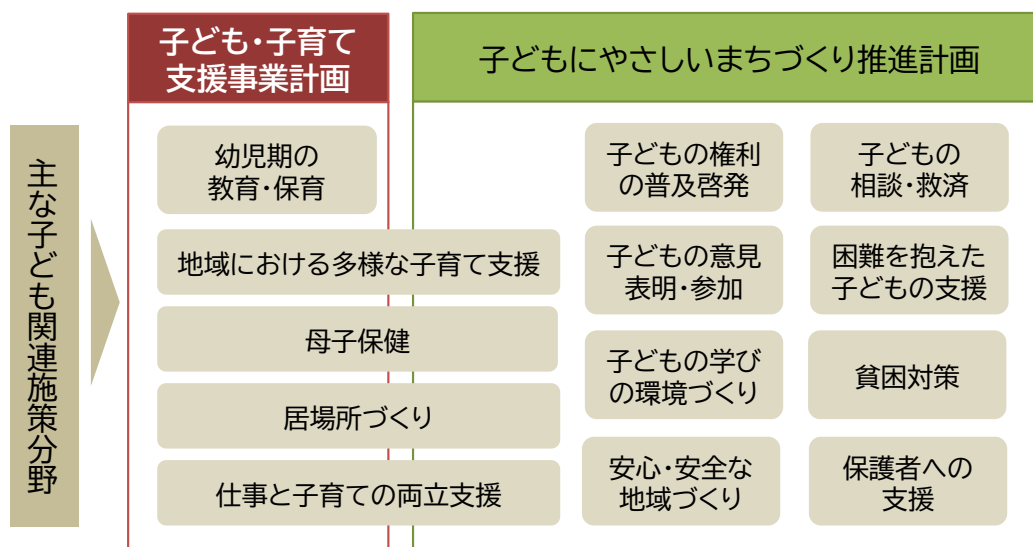


¹ 国の動向に合わせ、本市では平成 19 年度に「松本市放課後子どもプラン」を策定。平成 28 年度に「松本市放課後子ども総合プラン」に移行し、放課後児童健全育成事業及び放課後子ども教室事業を実施。

イ 「松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画」との関係

本市では、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「松本市次世代育成支援行動計画」（平成17～26年度）の内容を、「松本市子ども・子育て支援事業計画」と「松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画」の2つの計画によって引き継ぎ、子育て分野の施策を総合的に実施してきました。今回、国のこども大綱の流れを受け、こども計画に含まれる施策内容を以下のように両計画で分担し、相互に関連付けることで、こども計画として位置付けます。

図 2 こども大綱（こども計画）に含まれる施策分野の両計画の対応



ウ 松本市の子育て分野の計画の前提

本市では、子どもに関わるすべての大人が連携、協働して「すべての子どもにやさしいまちづくり」を推進することを目指し、平成25年に「松本市子どもの権利に関する条例」を制定しています。

本市の子育て分野の計画は、子どもにとって最も良いことは何かを第一に考え、条例に示された以下の視点を踏まえて策定されています。

図 3 松本市子どもの権利に関する条例（前文）

わたしたちは、「すべての子どもにやさしいまち」をめざします。

- 1 どの子どもいのちと健康が守られ、本来もっている生きる力を高めながら、社会の一員として成長できるまち
- 2 どの子ども愛され、大切に育まれ、認められ、家庭や学校、地域などで安心して生きることができるまち
- 3 どの子ども松本の豊かな美しい自然と文化のなかで、のびのびと育つまち
- 4 どの子ども地域のつながりのなかで、遊び、学び、活動することができるまち
- 5 どの子ども自由に学び、そのための情報が得られ、支援が受けられ、自分の考えや意見を表現でき、尊重されるまち
- 6 どの子どもいろいろなことに挑戦し、たとえ失敗しても再挑戦できるまち

3 計画の期間

令和7年度から令和11年度までの5年間とし、計画の中間年に当たる令和9年度に計画の見直しを行います。

■計画策定の方角性

1 本計画でめざす姿

本市では、「松本市子どもの権利に関する条例」に定めるように、「すべての子どもにやさしいまち」をめざしています。

●基本理念

すべての子どもにやさしいまち

この基本理念のもとに、本計画では、すべての子どもが未来に希望を抱き、健やかに成長していけるよう、地域が一体となった「育ちあい、支えあい、分かちあい」の子ども・子育て支援を通じて、「こどもまんなか社会」の実現をめざします。

●本計画でめざすこと

こどもまんなか社会をめざして 「育ちあい、支えあい、分かちあい」の子ども・子育て支援

「育ちあい、支えあい、分かちあい」の子ども・子育て支援 とは

松本市が培ってきた質の高い教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を維持・向上させ、「安心して子どもを産み、育てやすいまちづくり」に今後も取り組むとともに、親子が共に育つ教育・保育環境を整えます。（育ちあい、支えあい）

また、子育て世帯が、仕事と家庭の両立を実現しやすい環境づくりを推進しながら、子どもの健やかな成長を、子育て世帯だけでなく職場や地域が重層的に支えあい、その喜びを分かちあう社会の実現をめざします。（支えあい、分かちあい）

2 基本目標

本計画では、めざす姿の実現に向けて、次の3つの基本目標を掲げて事業を展開します。

基本目標1 質の高い幼児期の教育・保育の確保
【育ちあい・支えあい】

基本目標2 地域のニーズに応じた子育て支援の充実
【育ちあい・支えあい】

**基本目標3 ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の両立）を
実現する環境づくりの推進** 【支えあい・分かちあい】

基本目標1 質の高い幼児期の教育・保育の確保 【育ちあい・支えあい】

■現状の課題

- ・ 母親の就業率やフルタイムでの就労が増加しているほか、3歳までに就園させたいと希望する保護者が増えており、3歳未満児に待機児童が発生しています。安心して保護者が子どもを預けられる教育・保育環境を確保することが重要です。
- ・ 幼児期の子育て家庭の多くが、子育てに関する経済的負担の軽減を求めています。



就園ニーズに応えられる教育・保育環境を実現するため、幼児期の教育・保育について適切な事業量を見込み、待機児童の解消に向けて保育士の確保等に取り組んでいきます。併せて、保育の質を向上していくために、施設への巡回指導や研修の充実を推進します。また、生活圏を考慮し子育て家庭にとって無理のない就園ができる環境を整えます。

更に、子育て家庭の経済的負担を軽減していきます。

基本目標2 地域のニーズに応じた子育て支援の充実

【育ちあい・支えあい】

■現状の課題

- ・少子化、核家族化等の社会や家庭の変化に対応して、子どもを安心して生み・育てられる環境づくりを推進していくため、妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援を更に強化していくことが求められます。
- ・相談事業の利用件数は増えており、特に発達に関する相談が増加しているほか、児童虐待相談も発生しています。一方、子育てに不安を抱える人や相談先がないと回答する保護者が一定数みられ、身近に相談できる先の充実と周知が必要です。
- ・母親の就業率上昇やさまざまな預かりニーズに対応し、子どもを安心して預けられる多様なサービス・体制を充実していく必要があります。特に、放課後児童健全育成事業については、一部の施設で急速に老朽化・狭隘化が進んでいるほか、ニーズ量のさらなる増加も見込まれます。



こども家庭センターを中心に、妊娠期から出産、育児にかけて提供する母子保健サービスと子育て支援サービスの連携を強化し、援助を要する状況にある家庭への着実な支援につなげる等、切れ目のない支援の更なる充実と周知を図ります。

また、放課後児童健全育成事業については、一部の施設で急速に老朽化・狭隘化が進んでいるとともに、ニーズが急増していることから、適切な事業量を見込み、計画的な改修による受け入れ環境の改善・整備を進めていきます。

その他、新しく開始する「誰でも通園制度」や、延長保育、病児病後児保育、一時預かり、ショートステイなど、多様な預かりサービスを充実させ、適切な事業量を確保します。

基本目標3 ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の両立）を実現する環境づくりの推進【支えあい・分かちあい】

■現状の課題

- ・母親のフルタイム就労が増え、また、父親の育休取得率も増加しているように、子育てと仕事を両立しやすい社会環境づくりが進みつつあり、この動きを更に後押ししていくことが必要です。
- ・子どもと関わる時間が相対的に減少していく中で、子育ての質を担保していくためには、家庭の子育て力を底上げするための支援に取り組んでいくことも重要です。



子育てと仕事の両立を実現できるようにするため、家庭での父親の育児参加や子育てに関する職場の理解を更に促進します。

また、家庭の子育て力を向上させるため、家庭での子育ての重要性や喜びを保護者が実感できるよう、子育てに関する情報提供のタイミングや内容を改善していきます。

3 事業計画の構成

上述の基本理念やめざす姿、基本目標に基づき、以下のとおり事業を展開します。

基本目標1 質の高い幼児期の教育・保育の確保

子どものための教育・保育給付対象事業の推進

- (1) 施設型給付及び地域型保育給付に係る事業の推進 (保育課)
- (2) 認定こども園の普及、各施設・事業や小学校との連携等に係る事項 (保育課)

基本目標2 地域のニーズに応じた子育て支援の充実

地域子ども・子育て支援事業の実施

- (1) 利用者支援事業 (健康づくり課、こども育成課、保育課)
 - (2) 地域子育て支援拠点事業 (こども育成課)
 - (3) 妊婦健康診査 (健康づくり課)
 - (4) 乳児家庭全戸訪問事業 (こども福祉課)
 - (5) 養育支援訪問事業、その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業
(こども福祉課)
 - (6) 子育て短期支援事業 (こども福祉課)
 - (7) ファミリー・サポート・センター事業 (こども育成課)
 - (8) 一時預かり事業 (保育課)
 - (9) 延長保育事業 (保育課)
 - (10) 病児・病後児保育事業 (こども育成課)
 - (11) 放課後児童健全育成事業 (こども育成課) 【新・松本市放課後子ども総合プラン】
 - (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 (保育課)
 - (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 (保育課)
- 【新規】こども誰でも通園制度
- 【新規】子育て世帯訪問支援事業
- 【新規】産後ケア事業

基本目標3 ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の両立）を 実現する環境づくりの推進

関連施策の展開

労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

地域子ども・子育て支援事業の新規事業について

法改正に伴い、以下の新規事業の実施が市町村の努力義務とされているため、本市でも本計画への記載を検討中です。

（１） こども誰でも通園制度

保護者が働いていなくても、0歳6ヵ月から満3歳までの未就園児を時間単位で保育施設に通わせたり、保育士等に育児相談ができる事業です。

政府が掲げた「こども未来戦略方針」において制度の創設が発表され、令和8年度からの本格的な実施が予定されています。

（２） 子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）

家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施します。従来の養育支援訪問事業を保健師等による専門的な相談支援に特化したものへと見直すものです。

※本市では、「こども安心訪問支援事業」として令和5年度から事業化済み（R5年度実績：3世帯・83回訪問・68.5時間）

（３） 産後ケア事業

産後1年以内の産婦や乳児に対して、心身のケアや育児のサポートを行う事業です。

家族などから十分な支援を受けられず、心身の不調や育児不安がある方、流産や死産を経験した方などが対象となります。

これまで母子保健法に位置付けられてきましたが、令和7年4月からの子ども・子育て支援法の改正により、地域子ども・子育て支援事業にも位置づけ、計画的な提供体制の整備を行うこととなりました。

※本市では、平成27年度から実施しています（R5年度実績：利用人数 69人）

第3期松本市子ども・子育て支援事業計画 量の見込みと確保方策

- ― 目次 ―
1. 計画期間における年齢各歳別人口
2. 各事業の量の見込みと確保方策
- ①平日日中の教育・保育
- ②地域子ども・子育て支援事業

1. 計画期間における年齢各歳別人口

人口推計は、以下のように算出しました。

未出生の児童については、社人研推計による各年20-44歳の女性人口に対し、2023年4月1日の住民基本台帳における各地区・各性別の0歳児の比率と、子ども女性比をかけて算出

2023年4月1日の住民基本台帳に記載されている年齢の児童については、社人研の生残率及び純移動率から推計

- 0～11歳の人口は、年間600～700人のペースで減少を続ける。
- 0歳の人口は、年間約20人のペースで減少を続ける。

単位：人

年齢	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
0歳	1,599	1,444	1,423	1,403	1,383	1,379
1歳	1,592	1,463	1,443	1,422	1,402	1,379
2歳	1,611	1,597	1,462	1,442	1,421	1,398
3歳	1,725	1,590	1,597	1,461	1,440	1,417
4歳	1,872	1,609	1,589	1,596	1,460	1,437
5歳	1,796	1,723	1,609	1,588	1,595	1,456
6歳	1,997	1,870	1,723	1,608	1,588	1,595
7歳	1,985	1,814	1,870	1,722	1,607	1,587
8歳	2,053	2,017	1,823	1,869	1,721	1,608
9歳	2,049	2,005	2,028	1,832	1,868	1,721
10歳	2,058	2,074	2,015	2,038	1,841	1,868
11歳	2,167	2,070	2,085	2,025	2,048	1,864
0～11歳計	22,504	21,278	20,665	20,005	19,374	18,709

2. 各事業の「量の見込み」実績と予測

① 平日日中の教育・保育																	
認定区分	年齢・区分	単位	実績（第1期）		実績（第2期）				予測の区分	予測（第3期）					令和元（2019）～5（2023）年度振り返り	次期計画期間中の取り組みの方向 量の見込み・確保方策の方向性	担当課
			平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)			
1号認定	3－5歳 教育のみ	人	606	653	1,293	1,300	1,330	1,182	量 の見込み	1,582	1,547	1,513	1,479	1,446	少子化により、教育の利用は減少傾向にある。	第3期においても人口減少は進むと見込むが、認定こども園移行予定園の園児数を加算しており、第2期より認定者は増加する。私立園との緊密な連携を保ち、適切な定員管理に努める。	保育課
									確保方策	1,594	1,559	1,525	1,491	1,458			
2号認定	3－5歳 保育利用	人	4,156	4,128	4,183	4,125	4,040	3,938	量 の見込み	3,766	3,683	3,601	3,522	3,444	少子化により、保育の利用は減少傾向にある。	子どもの出生数に応じた需要と供給を見込む。一方で、出生数に注視しながら、私立園との緊密な連携を保ち、適切な定員管理に努める。	
									確保方策	3,800	3,717	3,635	3,556	3,478			
3号認定	0歳	人	184	161	179	203	212	190	量 の見込み	227	237	247	256	266	女性の社会進出やライフスタイルの変化から3歳未満児の入園率は増加した。 一方で、保育士の確保状況は、養成校への入学者の減少や、一部では保育資格を取得するが、就職先として一般企業を選択するなど、厳しい状況におかれ、待機児童が継続して発生している。 処遇改善やICTシステム導入による環境整備などを通して、保育士の負担軽減に努めているが、量に見合う保育士を確保できていない。	3歳未満児保育料の一部無償化により、今後の保育需要はさらに高まると予測する。 一方で、待機児童の解消と同時に、保育料無償化や誰でも通園制度の導入時に、安定したサービスの提供が実施できるよう、これまで以上に多くの保育士を確保する必要がある。保育士の処遇改善の検討、採用試験の見直し（公立）、職場体験事業を活用した保育士の魅力を発信など、さらなる人材確保に取り組む。	
									確保方策	235	245	255	265	275			
	1歳	人	612	580	598	668	640	643	量 の見込み	677	692	706	720	735			
									確保方策	685	700	715	725	740			
									量 の見込み	932	946	961	975	990			
									確保方策	940	955	970	980	995			
	2歳	人	851	858	846	921	892	873									

② 地域子ども・子育て支援事業

認定区分	年齢・区分	単位	実績（第1期）		実績（第2期）					予測（第3期）					令和元（2019）～5（2023）年度振り返り	次期計画期間中の取り組みの方向 量の見込み・確保方針の方向性	担当課	
			平成30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	令和2年度 （2020年度）	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）	令和6年度 （2024年度）	予測の区分	令和7年度 （2025年度）	令和8年度 （2026年度）	令和9年度 （2027年度）	令和10年度 （2028年度）				令和11年度 （2029年度）
(1) 利用者支援事業	母子保健型	か所		1	1	1	1	1		量の 見込み	1	1	1	1	1	既にある事業提供体制を活かし、母子保健型、基本型ともに事業を遂行した。	引き続き事業を継続する。 質的な改善としては、母子保健型においては、令和6年度に設置されたこども家庭センターにおいて、児童福祉機能・子ども家庭総合支援拠点と連携し、一体的な支援ができる体制の強化を図る。	こども育成課
									確保方針	1	1	1	1	1				
	基本型	か所		5	5	5	5	6		量の 見込み	6	6	6	6	6			
										確保方針	6	6	6	6	6			
(2) 地域子育て支援拠点事業	こどもプラザ	人回/年	63,671	58,143	42,581	44,406	43,543	73,673		量の 見込み	85,000	85,000	85,000	85,000	85,000	こどもプラザは、令和5年7月に、土日祝日も開設している5箇目の施設を開設したため、利用者はコロナ禍前を上回った。 つどいの広場は、他の活動に利用者が流れ、利用者はコロナ禍前の水準まで回復していない。	施設数の変動はなく、第2期の水準を見込む。※芳川つどいの広場の閉館により、利用者がこどもプラザに移行する見込み。	こども育成課
									確保方針	91,000	91,000	91,000	91,000	91,000				
	つどいの広場	人回/年	91,352	86,704	66,111	67,225	64,812	64,664		量の 見込み	63,000	63,000	63,000	63,000	63,000			
										確保方針	68,000	68,000	68,000	68,000	68,000			
(3) 妊婦健康診査		人/年	1,889	1,732	1,577	1,696	1,537	1,508		量の 見込み	1,444	1,423	1,403	1,383	1,379	少子化により、利用者は減少傾向にある。	第3期においても出生数の低下による利用者数の減少を見込む。 一方で、松本・大北地域の連携を強化し、市外の利用者も利用できるよう、余裕をもった確保量を見込む。	健康づくり課
(4) 乳児家庭全戸訪問事業		人/年		1,662	626	664	228	1,040		量の 見込み	1,516	1,471	1,427	1,385	1,344	新型コロナウイルス感染拡大のため訪問中止をした期間があり、実績は伸び悩んだ。	新型コロナウイルス感染拡大前と同程度の実績を見込む。	こども福祉課
(5) 養育支援訪問事業、 その他要支援児童、 要保護児童の支援に 資する事業		回/年		56	92	95	80	157		量の 見込み	160	160	160	160	160	新型コロナウイルス感染拡大もあり当初見込みより実績は伸び悩んだが、令和5年度からは想定よりも多くの利用があった。	新型コロナウイルス感染拡大前と同程度の実績を見込む。	こども福祉課
(6) 子育て短期支援事業		人日/年	117	39	21	48	43	74		量の 見込み	120	120	120	120	120	新型コロナウイルス感染予防のため受け入れ制限があったため、実績は伸び悩んだ。	新型コロナウイルス感染拡大前と同程度の水準を見込んだ。 養育里親への委託など、受け入れ先の確保を引き続き検討していく。	こども福祉課
(7) ファミリー・サポート・センター事業	就学前児童	人/年	2,692	2,334	889	1,494	1,520	1,811		量の 見込み	2,000	2,200	2,400	2,600	2,700	コロナ禍において、病児・病後児保育の受け入れを中止した時期があったため、本事業の需要が増加したと考えられる。	事業の対象となる人口は減少傾向にあるが、制度の周知及び無料クーポン配布により、利用者の増加が見込まれる。 確保数は、現在の協力会員数では、受入れ数を確保するのが限度であるため、量の見込に対し若干数余裕を見て設定する。	こども育成課
									確保方針	2,500	2,700	2,900	3,100	3,200				
	就学児童	延人/年	963	1,257	1,380	1,501	1,262	1,446		量の 見込み	1,600	1,700	1,800	1,900	2,000			
										確保方針	2,100	2,200	2,300	2,400	2,500			
(8) 一時預かり事業	幼稚園型	人日/年	48,738	46,323	44,596	46,036	50,552		量の 見込み	48,000	48,000	48,000	48,000	48,000	保育園等における一時預かりについては、保育士が不足していることから、特に令和6年の下半期からはすべての保護者の希望に沿ったサービスの提供が困難な状況になっている。	少子化のため、増加する見通しはない。 常勤的に勤務する保育士の確保に加え、短時間パートの保育士の確保にも注力し、量の見込み以上の確保量を見込む。	保育課	
									確保方針	52,800	52,800	52,800	52,800	52,800				
	幼稚園型以外	人日/年	13,737	13,050	13,649	12,674	11,693	12,052		量の 見込み	12,140	12,140	12,140	12,140				12,140
										確保方針	13,354	13,354	13,354	13,354				13,354
(9) 延長保育事業		人/年	1,484	1,265	922	881	815	702		量の 見込み	694	686	678	670	662	標準認定を選択する世帯が徐々に増えているため、延長保育の対象人数は減少傾向となっている。	入園率の減少から、利用者は減少すると見込む。 早朝や夕方勤務できる保育士の確保に努め、量の見込み以上の確保量を見込む。	保育課
										確保方針	760	760	750	740	730			
(10) 病児・病後児保育事業		人日/年	2,576	2,540	869	2,007	2,025	2,186		量の 見込み	2,300	2,400	2,500	2,600	2,600	コロナ禍における受け入れ中止からの再開後は回復途上にあるが、コロナ禍前の水準には回復していない。	計画年度内に、コロナ禍前の水準への回復を見込む。	こども育成課
(11) 放課後児童健全育成事業		延人/年	3,581	3,562	3,242	3,247	3,189	3,481		量の 見込み	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600	コロナ禍において、登録児童数の減少傾向がみられたが、令和5年度にかけて、コロナ禍前の水準に回復しつつある。	対象児童人口は減少傾向にあるが、親の働き方の多様化により、コロナ禍前と大きく変わらない利用を見込む。 確保数は、待機児童が生じないよう、登録児童数相当を見込む。	こども育成課
(12) 実費徴収に係る補足 給付を行う事業		人回/年		新制度移行園7 新制度未移行園161	新制度移行園4 新制度未移行園86	新制度移行園8 新制度未移行園68	新制度移行園12 新制度未移行園79	新制度移行園9 新制度未移行園59		量の 見込み	移行10 未移行5	移行10 未移行5	移行10 未移行5	移行10 未移行5	移行10 未移行5	令和7年度から、新制度未移行園が認定こども園へ移行する予定であるため、対象者は大幅に減少する見込みである。 ※本事業は対象者からの申請制で件数にバラツキがあるため、「量の見込み」及び「確保方針」について具体的な数値は定めない。	認定こども園への移行等に伴い実績人数が減少した。	保育課
									確保方針	15	15	15	15	15				

児童福祉専門分科会会議 資料3
R 6. 8. 23
こども部 保育課

(報告事項)

教育・保育施設の認可及び施設類型の変更について

1 趣旨

標記について、市内事業者から申請に向けた事前協議がありました。

今後、認可に向けた審査の過程では、本専門分科会に内容をお諮りすることとなりますので、協議の概要と今後の手続きについて、報告するものです。

2 事前協議のあった案件

- (1) 既存認可施設について、施設類型を変更するもの 2件
- (2) 既存認可施設について、運営者を変更するもの 1件
- (3) 新たに認可を受けることを希望するもの 3件

3 施設開設、変更時期

いずれも、令和7年4月1日（予定）

4 今後の手続きについて

- (1) 現在、事業者から提出のあった事前協議書類について、内容の確認を進めています。
- (2) 次回以降の専門分科会において、確定した申請内容をご審議いただき、令和7年4月の運営開始に向け、認可・認定に係る手続きを進めます。

1 信学会松本南幼稚園

(1) 概要	幼稚園（新制度未移行園）が、幼稚園型認定こども園に移行するもの												
(2) 設置者	学校法人信学会 理事長 小林経明												
(3) 所在地	松本市 野溝木工2-6-31												
(4) 利用定員案※	3号認定				2号認定				1号認定				合計
	0歳児	1歳児	2歳児	小計	3歳児	4歳児	5歳児	小計	3歳児 (満3歳含む)	4歳児	5歳児	小計	
	-	-	-	0	3	3	4	10	93	84	84	261	

2 信学会松本神映幼稚園

(1) 概要	幼稚園（新制度未移行園）が、幼稚園型認定こども園に移行するもの												
(2) 設置者	学校法人信学会 理事長 小林経明												
(3) 所在地	松本市 神林3682												
(4) 利用定員案※	3号認定				2号認定				1号認定				合計
	0歳児	1歳児	2歳児	小計	3歳児	4歳児	5歳児	小計	3歳児 (満3歳含む)	4歳児	5歳児	小計	
	-	-	-	0	3	3	4	10	51	45	45	141	

3 松本やまびこ保育園

(1) 概要	幼保連携型認定こども園の設置者が変更となるもの（法人の事業譲渡に伴う設置法人の変更）												
(2) 設置者	ア 現在 社会福祉法人信州福祉会												
	イ 変更後 学校法人信学会 理事長 小林経明												
(3) 所在地	松本市 小屋南１－８－１０												
(4) 利用定員 (参考)	3号認定				2号認定				1号認定				合計
	0歳児	1歳児	2歳児	小計	3歳児	4歳児	5歳児	小計	3歳児 (満3歳含む)	4歳児	5歳児	小計	
	6	15	24	45	50	55	55	160	5	5	5	15	
(5) 備考	設置者の変更に伴い、施設名称の変更も予定												

4 SESUJI KIDS 保育園（新設）

(1) 概要	地域型保育事業（小規模保育事業A型）を設置するもの												
(2) 設置者	合同会社ベビアンツ 代表社員 有泉有爾郎												
(3) 設置予定地	松本市 梓川倭574-2												
(4) 利用定員案※	3号認定				2号認定				1号認定				合計
	0歳児	1歳児	2歳児	小計	3歳児	4歳児	5歳児	小計	3歳児 (満3歳含む)	4歳児	5歳児	小計	
	3	4	5	12	-	-	-	0	-	-	-	0	
(5) 備考	他業種からの新規参入												

5 ちいさなちいさな保育園 ぴっこ（新設）

(1) 概要	地域型保育事業（家庭的保育事業）を設置するもの												
(2) 設置者	千野優佳利（個人）												
(3) 設置予定地	松本市 笹部４－２６－１８												
(4) 利用定員案※	３号認定				２号認定				１号認定				合計
	０歳児	１歳児	２歳児	小計	３歳児	４歳児	５歳児	小計	３歳児 （満３歳 含む）	４歳児	５歳児	小計	
	１	２	２	５	－	－	－	０	－	－	－	０	
(5) 備考	保育士による新規事業開設												

6 きらり松本市立病院園（新設）

(1) 概要	地域型保育事業（事業所内保育事業）を設置するもの												
(2) 設置者	特定非営利活動法人きらり 理事長 辻明日香												
(3) 設置予定地	松本市 波田4417-180												
(4) 利用定員案※ （地域枠）	3号認定				2号認定				1号認定				合計
	0歳児	1歳児	2歳児	小計	3歳児	4歳児	5歳児	小計	3歳児 （満3歳 含む）	4歳児	5歳児	小計	
	1	1	1	3	-	-	-	0	-	-	-	0	
(5) 備考	既存認可外保育施設から移行するもの 地域枠と従業員枠（3名）の合計6名での運営を予定												

※利用定員（案）は事前協議書における定員案であり、本申請では変更になる可能性があります。